

奨学金の貸付を行います

社会に貢献する人材を育成することを目的に、奨学金の貸し付けを行います。

申請資格

次の全てに該当する人
①市内に本籍を有する人、または市内に引き続き5年以上住所を有する人で、高校生および大学などに在学する学生

②品行方正で学業成績優秀な人

③身体、精神ともに健全で、成業の見込みのある人

申請期間 9月1日(水)～30日(木)

申請方法 奨学金借入申請書に次の書類を添えて教育総務課へ提出してください。

- ①学校長の推薦書(1年生は出身校、そのほかの学年は在学校の推薦書)
- ②住民票(世帯全員分)
- ③在学証明書
- ④同一生計世帯員の令和2年分の源泉徴収票、または確定申告書の写し

※申請書は教育総務課、各地域局に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

貸付月額 高校生1万8000円／

大学等学生4万4000円(無利子)

貸し付けの決定

10月下旬に審査し決定します。(審査基準は世帯所得、学業成績など)

貸付期間

貸し付け決定年度の4月から当該学校卒業の月まで

定員

高校生2人以内／大学等学生5人以内

奨学金の返還

卒業後満1年を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中に返還

奨学金返還免除制度

この奨学金には、要件に該当する人を対象とした奨学金返還免除制度があります。

対象

次の全てに該当する奨学金返還中の入

- ①返還免除を受けようとする年度の4月1日を基準とし、その2年以上前から市内に住所を有し、実際に居住している人
- ②奨学金返還の滞納がなく、市税などを完納している人

免除額

奨学金貸付額の12分の1を上限とし、毎年度決定します。

※免除申請は毎年度必要です。

問 教育総務課 ☎21・1500

認知症の理解と支援を進めましょう

9月は世界アルツハイマー月間です。令和元年6月に閣議決定された認知症施策推進大綱では「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会」を目標としています。

認知症の診断を受けたとき、「特にショックだった」と回答した人は全体の44.9%（「認知症の人と家族の会」調査）

その理由は…

- ①「治らない病で、良い情報のない病だから」
- ②「生活はできていると思っていたから」

しかし、病を受けとめ、積極的に活動をしている人も多くいます



厚生労働省ウェブサイトでは、「希望大使」として活動している認知症の人からのメッセージ動画を配信しています。

病になることは誰しも不安でつらい思いが伴いますが、家族や周囲の支えがあれば、認知症とともに生きることが出来ます。

市では、認知症の正しい知識を学び、ともに暮らせる社会を目指して、認知症に関する講座を開催します。

講座

①「脳を活性化するアロマ・脳の健幸体操」 ②「あなたも支え手に、認知症サポーター養成講座」

日時 ①9月14日(火)午後2時～3時30分 ②9月21日(火)午前10時～11時30分

参加費 ①100円 ②無料

場所 ①と②のいずれも高梁市図書館4階多目的室

定員 各30人

申し込み ①9月10日(金)まで

②9月17日(金)までに地域包括支援センターへ電話でお申し込みください。

問 地域包括支援センター

☎21・0300